

平成29年11月29日 定例記者懇談会 発表
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

貨物自動車運送事業者に対する集中監査の実施結果について《速報》

中部運輸局では、平成29年10月に貨物自動車運送事業者を対象とした集中監査（別添参照）を行い、その結果を集計しましたのでお知らせします。

記

1. 実施結果

53事業者に立入監査を行い、44事業者に違反を確認しました。

①監査実施事業者数及び違反確認事業者数（支局別）

支局別	愛知	静岡	岐阜	三重	福井	合計
監査実施事業者数 (違反確認事業者数)	22 (19)	10 (10)	9 (8)	8 (3)	4 (4)	53 (44)

②主な違反の件数

監査実施事業者数	違反確認事業者数	点呼違反		過労運転防止違反		事業計画違反		点検整備違反
		点呼未実施	点呼簿不備	乗務時間等	健康診断	車庫	営業所	定期点検
53	44	24	18	24	16	7	1	5

2. 今後の対応

違反が確認された44事業者については、既に違反事項について直ちに改善するよう指導を行うとともに、今後、違反内容を精査したうえ、違反が確定した場合には処分基準に基づき厳正に処分を行います。

中部運輸局としては、今回の集中監査において、輸送の安全の確保の根幹である点呼や過労運転防止などに関する違反が多く確認されたことから、今後も貨物自動車運送事業者に対して監査を実施するなど、引き続き輸送の安全の確保が図られるよう取り組んで参ります。

【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・伊藤
TEL 052-952-8038（直通）

平成29年9月29日 定例記者懇談会 発表
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

貨物自動車運送事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、貨物自動車運送事業者を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、下記により、10月に集中監査を実施することとしたのでお知らせします。

記

1. 集中監査の実施期間

平成29年10月2日（月）から10月31日（火）まで

2. 監査対象事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業〔一般貸切旅客自動車運送事業を除く。〕の監査方針について」に基づき選定

- (1) 長期間監査を実施していない等、監査が必要な事業者
- (2) 公安委員会、労働基準監督署等から通報があった事業者
- (3) 地方適正化事業実施機関等による巡回指導結果報告により、法令違反の疑いがある事業者（点呼・告示等、輸送の安全の確保に問題のある事業者）

3. 重点監査項目

貨物自動車運送事業者において、酒気帯び運転・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の確実な実施
- (2) 運転者への指導監督
- (3) 特別な運転者（初任、高齢等）に対する指導監督
- (4) 健康診断、適性診断の受診状況
- (5) 勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (6) 車両の点検及び整備状況
- (7) 運行指示書の作成と指示状況
- (8) 運行記録計の記録状況
- (9) 荷待ち時間の記録状況

【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・伊藤
TEL 052-952-8038（直通）